

平成24年9月6日

冷却ベルト販売業者3社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、冷凍庫で凍結させた上で人が首に巻いて冷却・冷感効果を得るための商品（以下「冷却ベルト」という。）を販売する事業者3社（以下「3社」という。）に対し、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添1～3参照）を行いました。

3社は、冷却ベルトを一般消費者に供給するに当たり、商品パッケージにおいて、推奨する使用環境等を記載した上で効果持続時間を表示するなどしていましたが、実際には、推奨する使用環境における効果持続時間は、表示した効果持続時間を相当程度下回るものであるなど、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第1号（優良誤認）に該当）が認められました。

なお、本件は、当庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所及び同中国支所）の調査の結果を踏まえ、当庁が措置命令を行うものです。

1 3社の概要

別紙1のとおり

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

ア 「熱中対策首もと氷ベルト」と称する商品

（桐灰化学株式会社が販売。以下「熱中対策首もと氷ベルト」という。）

イ 「ネックール4」と称する商品

（株式会社ケンユーが販売。以下「ネックール4」という。）

ウ 「アイスノン氷結ベルト」と称する商品

（株式会社白元が販売。以下「アイスノン氷結ベルト」という。）

(2) 対象表示（表示媒体はすべて商品パッケージ）

ア 熱中対策首もと氷ベルト（別紙2参照）

（ア）表示期間 平成23年4月頃から平成24年3月頃までの間

（イ）表示内容 「気温が31℃を越えたら暑さに嚴重注意！！ 真夏日には熱中対策首もと氷ベルト」及び「屋内の家事に スポーツ・レジャーに」と記載した上で、「カチコチに凍って、冷たさ長持ち 約120分冷却 ※使用状況により変わることがあります」と記載

イ ネックール4（別紙3参照）

（ア）表示期間 平成23年4月から平成24年3月頃までの間

（イ）表示内容 「用途例 炎天下の作業に 暑い屋内での作業に スポーツ・レジャーに」と記載した上で、「●猛暑炎天下、首筋に心地よい冷感を与えます。 ●氷結するジェル袋は保冷時間が長く約2時間30分冷感を持続します（使用状況等により冷感時間は異なる場合があります）。」と記載

ウ アイスノン氷結ベルト（別紙4参照）

（ア）表示期間 平成23年3月頃から同年8月頃までの間

（イ）表示内容 「●冷たさは約90分持続します。（室温35℃で20℃以下を保持する時間）（外気温や使用環境により持続時間は異なります。）」と記載

（3）実際

ア 熱中対策首もと氷ベルト

効果が実質的に失われると認められるまでの時間は、人を対象とした試験においては平均で約66分、サーマルマネキンを対象とした試験においては平均で約63分であり、夏季の晴天時に人が装着して屋外で軽い運動を行った場合の効果持続時間は、120分を相当程度下回ると認められるものであった。

イ ネックール4

効果が実質的に失われると認められるまでの時間は、人を対象とした試験においては平均で約1時間49分、サーマルマネキンを対象とした試験においては平均で約1時間45分であり、夏季の晴天時に人が装着して屋外で軽い運動を行った場合の効果持続時間は、2時間30分を相当程度下回ると認められるものであった。

ウ アイスノン氷結ベルト

気温35℃の室内でアイスノン氷結ベルトの表面温度が20℃を超えるまでの時間は、人を対象とした試験においては平均で約68分、サーマルマネキンを対象とした試験においては平均で約71分であり、気温35℃の室内で人が装着した状態で、アイスノン氷結ベルトの表面温度が20℃以下を保持する時間は、90分を相当程度下回ると認められるものであった。

※ 前記ア～ウの試験の内容は別紙5記載のとおり

(4) 3社に対する命令の概要

ア 3社が行った前記(2)の表示は、冷却ベルトの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を、一般消費者へ周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：佐藤、小林

電 話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

3社の概要

1 桐灰化学株式会社

所在地 大阪市淀川区新高一丁目10番5号
代表者 代表取締役 福家 安彦
設立年月 昭和24年10月
資本金 4950万円（平成24年6月現在）

2 株式会社ケンユー

所在地 広島県福山市曙町四丁目7番21号
代表者 代表取締役 占部 明雄
設立年月 昭和51年6月
資本金 1500万円（平成24年6月現在）

3 株式会社白元

所在地 東京都台東区東上野二丁目21番14号
代表者 代表取締役 鎌田 真
設立年月 昭和25年1月
資本金 33億7033万円（平成24年6月現在）

熱中対策首もと氷ベルトの商品パッケージ（表面）



気温が31℃を越えたら暑さに厳重注意！！
真夏日には 熱中対策首もと氷ベルト

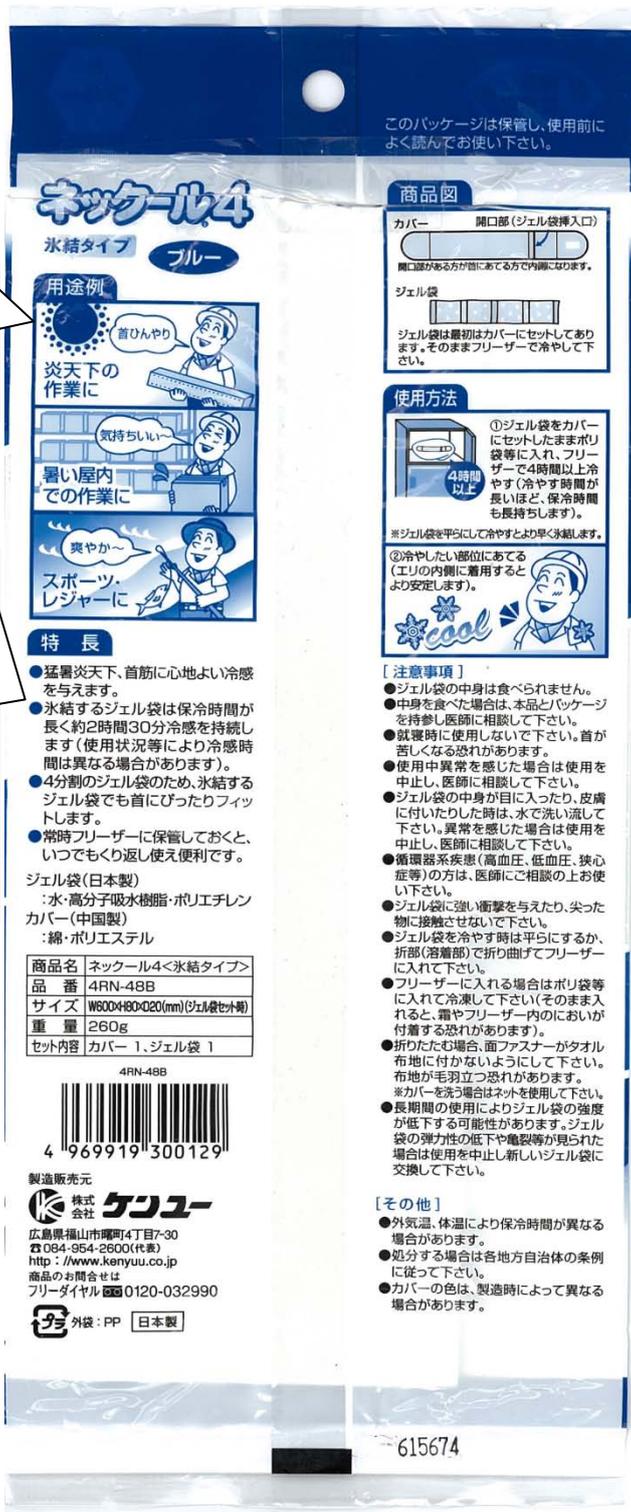
カチコチに凍って、冷たさ長持ち
約120分冷却
※使用状況により変わることがあります

屋内の家事に
スポーツ・レジャーに

ネックール4の商品パッケージ（裏面）

用途例
炎天下の作業に
暑い屋内での作業に
スポーツ・レジャーに

●猛暑炎天下、首筋に心地よい冷感を与えます。
●氷結するジェル袋は保冷時間が長く約2時間30分冷感を持続します（使用状況等により冷感時間は異なる場合があります）



アイスノン氷結ベルトの商品パッケージ（裏面）



暑い日は
**水分補給も
忘れずに!**

※この説明書きをよく読み、使用期間中は
保管しておいてください。
ご使用前に必ずお読みください。

EGJDYS **アイスノン** **熱中ガード**
氷結ベルト くりかえし使える
冷凍庫用

特長

- 冷凍庫で凍らせて使うので、冷たさが長持ちします。
- 冷たさは約90分持続します。(室温35℃で20℃以下を保持する時間)
(外気温や使用環境により持続時間は異なります。)
- 洗える専用カバー付き。
肌にあたる部分はソフトなバイル地を使用。
- くりかえし使用できます。
- 首まわりサイズ 50cmまで対応。

※本品は熱中症を完全に予防するものではありません。
体の異常を感じた場合は、速やかに医師にご相談ください。

用途 首の冷却

使用方法

1 本体をイラストのように3つに折たたんで、冷凍庫で3時間以上冷却します。



2 本体を専用カバーに入れます。



3 面ファスナーで長さを調節し装着してください。



使用上の注意

- 必ず専用カバーに入れてご使用ください。冷却した本体を肌に直接あてると凍傷になる恐れがあります。
- 幼児、身体のご不自由な方、皮膚の弱い方等が使用する場合は、十分にご注意ください。
- 発熱時の解熱用には使用しないでください。
- 乳幼児へのご使用はお避けください。
- 就寝時のご使用はお避けください。
- 冷却した本体を落としたりぶつけたりすると、破れることがあります。
- 中身が衣服等に付いた時は、水またはぬるま湯でよく洗い流してください。
- 中身が髪の毛に付いた時は、ぬるま湯でもみほぐすようにして洗い流してください。
- 温めて使用しないでください。
- 本品は人体の冷却用です。用途以外には使用しないでください。
- 冷たすぎる場合は、タオル等に包んでご使用ください。

専用カバーについて

- 汚れたらネットに入れて洗濯し、衛生的にご使用ください。
- 多少色落ちすることがありますので、他の物とは別にお洗いください。色移りを防止するため、濡れたまま放置しないでください。
- 漂白剤は使用しないでください。

相談すること

- 中身が皮膚に付いた時、目に入った時は、水でよく洗い流し、異常がある場合は医師にご相談ください。
- 万一、中身を食べた時は、水で口の中をよく洗い、すぐに医師にご相談ください。
- 循環器系疾患(高血圧・低血圧・狭心症等)の方は、医師にご相談の上ご使用ください。

保管方法

- 使用しない時はポリ袋等に入れて、直射日光の当たらない温度の低い所に保管してください。冷凍庫内に入れたままにしておくと、まれにニオイつりすることがあります。

廃棄の方法

- 本体はプラスチックゴミとして、地方自治体の区分に従って捨ててください。

※本品は食べられません。

成分 水、ゲル化剤、防腐剤

カバー素材 ポリエステル、綿



4 902407 024046

株式会社 白元

〒110-0015 東京都台東区東上野2-21-14
お客様相談室 でんわ 03-5681-7691
受付時間 9:00~17:00(土、日、祝日を除く)
ホームページ www.hakugen.co.jp/

02404-01
ISN-HBB

願って食べた時は下記にご相談ください。
(財)日本中毒情報センター
中毒110番(大 阪) 072-727-2499
中毒110番(つくば) 029-852-9999

 布カバーの外袋
外表
本体 MADE IN JAPAN
カバー MADE IN CHINA

● 冷たさは約90分持続します。(室温35℃で20℃以下を保持する時間)(外気温や使用環境により持続時間は異なります。)

対象商品の効果持続時間に係る試験の概要

1 熱中対策首もと氷ベルト及びネックール4の効果持続時間に係る試験

(1) 人を対象とした試験

東京都における平成23年8月の各日の午前10時から午後5時までの気象環境の平均値等（気温31.1℃、湿度59%、熱放射800Wh/m²、風速3.2m/秒）を再現した恒温恒湿室において、被験者（18歳から21歳までの男女各5人）が対象商品を首に装着して軽い運動（時速3.2kmで10分間歩行、3分間休憩を繰り返し）を行い、被験者の頸部皮膚温度と対象商品の表面温度の差が0.5℃未満（効果が失われると判断される温度差）となった時間を測定する試験（各1回実施）

(2) サーマルマネキンを対象とした試験

東京都における平成23年8月の各日の午前10時から午後5時までの気象環境の平均値等（気温31.1℃、湿度59%、熱放射800Wh/m²、風速3.2m/秒）を再現した恒温恒湿室において、日本人の青年男性の平均的な体型・体格を模したサーマルマネキン（頸部の温度は、人が120W/m²相当の運動を10分間行ったときの体温の平均値（34.4℃）に設定）の頸部に対象商品を装着し、頸部と対象商品の表面温度の差が0.5℃未満（効果が失われると判断される温度差）となった時間を測定する試験（3回実施）

2 アイスノン氷結ベルトの効果持続時間に係る試験

(1) 人を対象とした試験

気温35℃、湿度60%に設定した恒温恒湿室において、被験者（19歳から22歳までの男女各5人）がアイスノン氷結ベルトを首に装着して静止した状態で、アイスノン氷結ベルトの表面温度が20℃を超えた時間を測定する試験（各1回実施）

(2) サーマルマネキンを対象とした試験

気温35℃、湿度60%に設定した恒温恒湿室において、日本人の青年男性の平均的な体型・体格を模したサーマルマネキン（頸部の温度は34.4℃に設定）の頸部にアイスノン氷結ベルトを装着し、アイスノン氷結ベルトの表面温度が20℃を超えた時間を測定する試験（3回実施）

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

(権限の委任)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要

景品表示法
第4条（不当な表示の禁止）

不当な表示

○優良誤認表示（4条1項1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

① 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

② 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実と相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制（4条2項）

消費者庁長官は、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が資料を提出しない場合又は提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、当該表示は不当表示とみなされる。

○有利誤認表示（4条1項2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

① 商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

② 商品・サービスの取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（4条1項3号）

- ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- ② 商品の原産国に関する不当な表示
- ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- ④ 不動産のおとり広告に関する表示
- ⑤ おとり広告に関する表示
- ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示

消表対第358号

平成24年9月6日

桐灰化学株式会社

代表取締役 福家 安彦 殿

消費者庁長官 阿南 久

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、貴社が一般消費者に供給する「熱中対策首もと氷ベルト」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に供給する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社は、本件商品を一般消費者に供給するに当たり、平成23年4月頃から平成24年3月頃までの間、商品パッケージの表面において、「気温が31℃を越えたら暑さに厳重注意！！ 真夏日には 熱中対策首もと氷ベルト」及び「屋内の家事に スポーツ・レジャーに」と記載した上で、「カチコチに凍って、冷たさ長持ち 約120分冷却 ※使用状況により変わることがあります」と記載していたこと。
 - イ 実際には、夏季の晴天時に人が装着して屋外で軽い運動を行った場合の本件商品の効果持続時間は、120分を相当程度下回るものであったこと。
 - ウ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 桐灰化学株式会社（以下「桐灰化学」という。）は、大阪市淀川区新高一丁目10番5号に本店を置き、家庭日用品の製造販売業を営む事業者である。

- (2)ア 本件商品は、夏季の晴天時の屋外等、気温が高いときなどに首に巻いて首を冷却するための商品である。桐灰化学は、本件商品を、小売業者等を通じて一般消費者に供給している。

イ 桐灰化学は、本件商品の内容について、商品パッケージ及び自社ウェブサイトに表示しているところ、当該表示内容を自ら決定している。

- (3) 桐灰化学は、本件商品を一般消費者に供給するに当たり、平成23年4月頃から平成24年3月頃までの間、商品パッケージの表面（別添写し）において、「気温が31℃を越えたら暑さに厳重注意！！ 真夏日には 熱中対策首もと氷ベルト」及び「屋内の家事に スポーツ・レジャーに」と記載した上で、「カチコチに凍って、冷たさ長持ち 約120分冷却 ※使用状況により変わることがあります」と記載していた。

- (4) 実際には、本件商品の効果が実質的に失われると認められるまでの時間は、別紙の1記載の人を対象とした試験においては平均で約66分、別紙の2記載のサーマルマネキンを対象とした試験においては平均で約63分であり、夏季の晴天時に人が装着して屋外で軽い運動を行った場合の本件商品の効果持続時間は、120分を相当程度下回ると認められるものであった。

なお、桐灰化学は、気温摂氏31度の室内で本件商品を人が装着して静止した状態で行った試験の結果に基づいて、本件商品の効果持続時間を表示していた。

3 法令の適用

前記事実によれば、桐灰化学は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

- 1 東京都における平成23年8月の各日の午前10時から午後5時までの気象環境の平均値等（気温摂氏31.1度、湿度59パーセント、熱放射800ワットアワー毎平方メートル、風速3.2メートル毎秒）を再現した恒温恒湿室において、被験者（18歳から21歳までの男女各5人）が本件商品を首に装着して軽い運動（時速3.2キロメートルで10分間歩行、3分間休憩を繰り返し）を行い、被験者の頸部皮膚温度と本件商品の表面温度の差が摂氏0.5度未満（効果が失われると判断される温度差）となった時間を測定する試験（各1回実施）

- 2 東京都における平成23年8月の各日の午前10時から午後5時までの気象環境の平均値等（気温摂氏31.1度、湿度59パーセント、熱放射800ワットアワー毎平方メートル、風速3.2メートル毎秒）を再現した恒温恒湿室において、日本人の青年男性の平均的な体型・体格を模したサーマルマネキン（頸部の温度は、人が120ワット毎平方メートル相当の運動を10分間行ったときの体温の平均値（摂氏34.4度）に設定）の頸部に本件商品を装着し、頸部と本件商品の表面温度の差が摂氏0.5度未満（効果が失われると判断される温度差）となった時間を測定する試験（3回実施）

別添写し
(縮小したもの)

<商品パッケージ表面>



消表対第 3 5 9 号

平成 2 4 年 9 月 6 日

株式会社ケンユー

代表取締役 占部 明雄 殿

消費者庁長官 阿南 久

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 6 条に基づく措置命令

貴社は、貴社が一般消費者に供給する「ネックール 4」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 4 条第 1 項の規定により禁止されている同項第 1 号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第 6 条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に供給する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社は、本件商品を一般消費者に供給するに当たり、平成 2 3 年 4 月から平成 2 4 年 3 月頃までの間、商品パッケージの裏面において、「用途例 炎天下の作業に 暑い屋内での作業に スポーツ・レジャーに」と記載した上で、「●猛暑炎天下、首筋に心地よい冷感を与えます。 ●氷結するジェル袋は保冷時間が長く約 2 時間 3 0 分冷感を持続します（使用状況等により冷感時間は異なる場合があります）。」と記載していたこと。
 - イ 実際には、夏季の晴天時に人が装着して屋外で軽い運動を行った場合の本件商品の効果持続時間は、2 時間 3 0 分を相当程度下回るものであったこと。
 - ウ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社ケンユウ（以下「ケンユウ」という。）は、広島県福山市曙町四丁目7番21号に本店を置き、家庭日用品の製造販売業を営む事業者である。

- (2)ア 本件商品は、夏季の晴天時の屋外等、気温が高いときなどに首に巻き、冷感を与えるための商品である。ケンユウは、本件商品を、卸売業者を通じて一般消費者に供給し、また、自社ウェブサイトを通じて一般消費者に販売している。

イ ケンユウは、本件商品の内容について、商品パッケージ等に表示しているところ、当該表示内容を自ら決定している。

- (3) ケンユウは、本件商品を一般消費者に供給するに当たり、平成23年4月から平成24年3月頃までの間、商品パッケージの裏面（別添写し）において、「用途例 炎天下の作業に 暑い屋内での作業に スポーツ・レジャーに」と記載した上で、「●猛暑炎天下、首筋に心地よい冷感を与えます。 ●氷結するジェル袋は保冷時間が長く約2時間30分冷感を持続します（使用状況等により冷感時間は異なる場合があります）。」と記載していた。

- (4) 実際には、本件商品の効果が実質的に失われると認められるまでの時間は、別紙の1記載の人を対象とした試験においては平均で約1時間49分、別紙の2記載のサーマルマネキンを対象とした試験においては平均で約1時間45分であり、夏季の晴天時に人が装着して屋外で軽い運動を行った場合の本件商品の効果持続時間は、2時間30分を相当程度下回ると認められるものであった。

なお、ケンユウは、人が装着した状態での試験ではなく、気温摂氏27度の室内で本件商品を電気アンカの上に置いて行った試験の結果に基づいて、本件商品の効果持続時間を表示していた。

3 法令の適用

前記事実によれば、ケンユウは、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し

異議申立てをすることができる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

- 1 東京都における平成23年8月の各日の午前10時から午後5時までの気象環境の平均値等（気温摂氏31.1度、湿度59パーセント、熱放射800ワットアワー毎平方メートル、風速3.2メートル毎秒）を再現した恒温恒湿室において、被験者（18歳から21歳までの男女各5人）が本件商品を首に装着して軽い運動（時速3.2キロメートルで10分間歩行、3分間休憩を繰り返し）を行い、被験者の頸部皮膚温度と本件商品の表面温度の差が摂氏0.5度未満（効果が失われると判断される温度差）となった時間を測定する試験（各1回実施）

- 2 東京都における平成23年8月の各日の午前10時から午後5時までの気象環境の平均値等（気温摂氏31.1度、湿度59パーセント、熱放射800ワットアワー毎平方メートル、風速3.2メートル毎秒）を再現した恒温恒湿室において、日本人の青年男性の平均的な体型・体格を模したサーマルマネキン（頸部の温度は、人が120ワット毎平方メートル相当の運動を10分間行ったときの体温の平均値（摂氏34.4度）に設定）の頸部に本件商品を装着し、頸部と本件商品の表面温度の差が摂氏0.5度未満（効果が失われると判断される温度差）となった時間を測定する試験（3回実施）

<商品パッケージ裏面>

このパッケージは保管し、使用前によく読んでお使い下さい。

ネックール4

氷結タイプ **ブルー**

用途例

首ひんやり

炎天下の作業に

気持ちいい

暑い屋内での作業に

爽やか〜

スポーツ・レジャーに

特長

- 猛暑炎天下、首筋に心地よい冷感を与えます。
- 氷結するジェル袋は保冷時間が長く約2時間30分冷感を持続します(使用状況等により冷感時間は異なる場合があります)。
- 4分割のジェル袋のため、氷結するジェル袋でも首にぴったりフィットします。
- 常時フリーザーに保管しておく、いつでもくり返し使用便利です。

ジェル袋(日本製)
:水・高分子吸水樹脂・ポリエチレン
カバー(中国製)
:綿・ポリエステル

商品名	ネックール4<氷結タイプ>
品番	4RN-48B
サイズ	W600×H90×D20(mm)(ジェル袋セト)
重量	260g
セト内容	カバー 1、ジェル袋 1

4RN-48B

4 969919 300129

製造販売元

株式会社 ケンユウ

広島県福山市曙町4丁目7-30
☎ 084-954-2600(代表)
http://www.kenyuu.co.jp
商品のお問合せは
フリーダイヤル ☎ 0120-032990

外袋: PP 日本製

商品図

カバー 開口部(ジェル袋挿入口)

開口部がある方が指にあてて内側に回ります。

ジェル袋

ジェル袋は最初はカバーにセットしてあります。そのままフリーザーで冷やして下さい。

使用方法

①ジェル袋をカバーにセットしたままポリ袋等に入れ、フリーザーで4時間以上冷やす(冷やす時間が長いほど、保冷時間も長持ちします)。

※ジェル袋を平らにして冷やすとより早く氷結します。

②冷やしたい部位にあてる(エリの内側に着用するとより安定します)。

[注意事項]

- ジェル袋の中身は食べられません。
- 中身を食べた場合は、本品とパッケージを持参し医師に相談して下さい。
- 就寝時に使用しないで下さい。首が苦しくなる恐れがあります。
- 使用中異常を感じた場合は使用を中止し、医師に相談して下さい。
- ジェル袋の中身が目に入ったり、皮膚に付いたりした時は、水で洗い流して下さい。異常を感じた場合は使用を中止し、医師に相談して下さい。
- 循環器系疾患(高血圧、低血圧、狭心症等)の方は、医師にご相談の上お使い下さい。
- ジェル袋に強い衝撃を与えたり、尖った物に接触させないで下さい。
- ジェル袋を冷やす時は平らにするか、折部(首筋部)で折り曲げてフリーザーに入れて下さい。
- フリーザーに入れる場合はポリ袋等に入れて冷凍して下さい(そのまま入れると、霜やフリーザー内のおいが付着する恐れがあります)。
- 折りたたむ場合、面ファスナーがタオル布地に付かないようにして下さい。布地が毛羽立つ恐れがあります。
※カバーを洗う場合はネットを使用して下さい。
- 長期間の使用によりジェル袋の強度が低下する可能性があります。ジェル袋の弾力性の低下や亀裂等が見られた場合は使用を中止し新しいジェル袋に交換して下さい。

[その他]

- 外気温、体温により保冷時間が異なる場合があります。
- 処分する場合は各地方自治体の条例に従って下さい。
- カバーの色は、製造時によって異なる場合があります。

615674

消表対第360号

平成24年9月6日

株式会社白元

代表取締役 鎌田 真 殿

消費者庁長官 阿南 久

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、貴社が一般消費者に供給する「アイスノン氷結ベルト」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に供給する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社は、本件商品を一般消費者に供給するに当たり、平成23年3月頃から同年8月頃までの間、商品パッケージの裏面において、「●冷たさは約90分持続します。（室温35℃で20℃以下を保持する時間）（外気温や使用環境により持続時間は異なります。）」と記載していたこと。
 - イ 実際には、気温摂氏35度の室内で本件商品を人が装着した状態で本件商品の表面温度が摂氏20度以下を保持する時間は、90分を相当程度下回るものであったこと。
 - ウ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速

やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社白元（以下「白元」という。）は、東京都台東区東上野二丁目21番14号に本店を置き、家庭日用品の製造販売業を営む事業者である。
- (2)ア 本件商品は、夏季の晴天時の屋外等、気温が高いときなどに首に巻いて首を冷却するための商品である。白元は、本件商品を、小売業者等を通じて一般消費者に供給している。
イ 白元は、本件商品の内容について、商品パッケージ等に表示しているところ、当該表示内容を自ら決定している。
- (3) 白元は、本件商品を一般消費者に供給するに当たり、平成23年3月頃から同年8月頃までの間、商品パッケージの裏面（別添写し）において、「●冷たさは約90分持続します。（室温35℃で20℃以下を保持する時間）（外気温や使用環境により持続時間は異なります。）」と記載していた。
- (4) 実際には、気温摂氏35度の室内で本件商品の表面温度が摂氏20度を超えるまでの時間は、別紙の1記載の人を対象とした試験においては平均で約68分、別紙の2記載のサーマルネキンを対象とした試験においては平均で約71分であり、気温摂氏35度の室内で本件商品を人が装着した状態で本件商品の表面温度が摂氏20度以下を保持する時間は、90分を相当程度下回ると認められるものであった。
なお、白元は、人が装着した状態での試験ではなく、気温摂氏35度の室内で本件商品を木の板の上に置いて行った試験の結果に基づいて、本件商品の効果持続時間を表示していた。

3 法令の適用

前記事実によれば、白元は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。
- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告

として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

- 1 気温摂氏35度、湿度60パーセントに設定した恒温恒湿室において、被験者（19歳から22歳までの男女各5人）が本件商品を首に装着して静止した状態で、本件商品の表面温度が摂氏20度を越えた時間を測定する試験（各1回実施）

- 2 気温摂氏35度、湿度60パーセントに設定した恒温恒湿室において、日本人の青年男性の平均的な体型・体格を模したサーマルマネキン（頸部の温度は摂氏34.4度に設定）の頸部に本件商品を装着し、本件商品の表面温度が摂氏20度を越えた時間を測定する試験（3回実施）

<商品パッケージ裏面>



暑い日は
**水分補給も
忘れずに!**

※この説明書きをよく読み、使用期間中は
保管しておいてください。
ご使用前に必ずお読みください。

02404-01
ISN-HBB

アイズノ 熱中ガード

氷結ベルト
くりかえし使える
冷凍庫用

特長

- 冷凍庫で凍らせて使うので、冷たさが長持ちします。
- 冷たさは約90分持続します。(室温35℃で20℃以下を保持する時間)
(外気温や使用環境により持続時間は異なります。)
- 洗える専用カバー付き。
肌にあたる部分はソフトなバイル地を使用。
- くりかえし使用できます。
- 首まわりサイズ 50cmまで対応。

※本品は熱中症を完全に予防するものではありません。
体の異常を感じた場合は、速やかに医師にご相談ください。



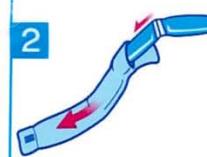
用途 首の冷却

使用方法

1 本体をイラストのように3つに折りたたんで、冷凍庫で3時間以上冷却します。



2 本体を専用カバーに入れます。



3 面ファスナーで長さを調節し装着してください。



使用上の注意

- 必ず専用カバーに入れてご使用ください。冷却した本体を肌に直接あてると凍傷になる恐れがあります。
- 幼児、身体のご不自由な方、皮膚の弱い方等が使用する場合は、十分にご注意ください。
- 発熱時の解熱用には使用しないでください。
- 乳幼児へのご使用はお避けください。
- 就寝時のご使用はお避けください。
- 冷却した本体を落としたりぶつけたりすると、破れることがあります。
- 中身が衣服等に付いた時は、水またはぬるま湯でよく洗い流してください。
- 中身が髪の毛に付いた時は、ぬるま湯でもみほぐすようにして洗い流してください。
- 温めて使用しないでください。
- 本品は人体の冷却用です。用途以外には使用しないでください。
- 冷たすぎる場合は、タオル等に包んでご使用ください。

専用カバーについて

- 汚れたらネットに入れて洗濯し、衛生的にご使用ください。
- 多少色落ちすることがありますので、他の物とは別にお洗いください。色移りを防止するため、濡れたまま放置しないでください。
- 漂白剤は使用しないでください。

相談すること

- 中身が皮膚に付いた時、目に入った時は、水でよく洗い流し、異常がある場合は医師にご相談ください。
- 万一、中身を食べた時は、水で口の中をよく洗い、すぐに医師にご相談ください。
- 循環器系疾患(高血圧・低血圧・狭心症等)の方は、医師にご相談の上ご使用ください。

保管方法

- 使用しない時はポリ袋等に入れて、直射日光の当たらない温度の低い所に保管してください。冷凍庫内に入れたままにしておくと、まれにニオイうつりすることがあります。

廃棄の方法

- 本体はプラスチックゴミとして、地方自治体の区分に従って捨ててください。

※本品は食べられません。

成分 水、グリ化剤、防腐剤
カバー素材 ポリエステル、綿



4 902407 024046

株式会社 白元

〒110-0015 東京都台東区東上野2-21-14
お客様相談室 でんわ 03-5681-7691
受付時間 9:00~17:00(土、日、祝日を除く)
ホームページ www.hakugen.co.jp/

02404-01
ISN-HBB

02404-01
ISN-HBB

願って食べた時は下記にご相談ください。
(財)日本中毒情報センター
中毒110番(大 阪) 072-727-2499
中毒110番(つくば) 029-852-9999



布カバーの外袋
外表

本体 MADE IN JAPAN
カバー MADE IN CHINA